

分析(試験)項目表



株式会社 **旭商会**

環境事業部 分析室

【産業廃棄物等の分析項目】

2018.2.20制定

項目	廃棄物処理法(特別管理産業廃棄物判定基準)		
	汚泥	燃え殻・ばいじん・鉱さい	廃酸・廃アルカリ
前処理費(検液調整)	●	●	
アルキル水銀化合物	●	●	●
水銀又はその化合物	●	●	●
鉛又はその化合物	●	●	●
有機リン化合物	●		●
六価クロム化合物	●	●	●
砒素又はその化合物	●	●	●
シアン化合物	●		●
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	●		●
チウム	●		●
シマジン	●		●
チオカルバ	●		●
セレン又はその化合物	●	●	●
前処理費(検液調整)	●		
トリクロロフルン	●		●
テトラクロロフルン	●		●
ジクロロメタン	●		●
四塩化炭素	●		●
1,2-ジクロロエタン	●		●
1,1-ジクロロフルン	●		●
1,2-ジクロロフルン	●		●
1,1,1-トリクロロエタン	●		●
1,1,2-トリクロロエタン	●		●
1,3-ジクロロプロパン	●		●
ベンゼン	●		●
1,4-ジクロロベンゼン	●	●	●

※溶出試験・含有試験共通単価となります。

※検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」等によります。

※特別

管理産業廃棄物判定基準については以下のとおり

・「燃え殻」は、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を除く。

・「鉱さい」及び「指定下水汚泥」は、ダイオキシン類を除く。

【土壌の分析項目】

2018.2.20制定

項目	環境基準	残土条例
前処理費(検液調整)	●	●
カドミウム及びその化合物	●	●
シアン化合物	●	●
有機リン化合物	●	●
鉛及びその化合物	●	●
六価クロム化合物	●	●
砒素及びその化合物	●	●
水銀及びその化合物	●	●
アルキル水銀化合物	●	●
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	●	●
チウム	●	●
シマジン	●	●
チバネカルブ	●	●
セレン及びその化合物	●	●
フッ素及びその化合物	●	●
ほう素及びその化合物	●	●
前処理費(検液調整)	●	●
ジクロロメタン	●	●
四塩化炭素	●	●
1,2-ジクロロエタン	●	●
1,1-ジクロロエチレン	●	●
トリス(1,2-ジクロロエチル)	●	●
1,1,1-トリクロロエタン	●	●
1,1,2-トリクロロエタン	●	●
トリクロロエチレン	●	●
テトラクロロエチレン	●	●
1,3-ジクロロプロパン	●	●
ベンゼン	●	●
1,4-ジオキサリン	●	●
クロロベンゼン	●	●
農用地 含有前処理費	●	●
農用地 銅(含有)	●	●
農用地 砒素(含有)	●	●

※残土条例においては自治体によりお打合せが必要となります。

【土壌汚染対策法の分析項目】

2018.2.20制定

	項目	溶出量基準	含有量基準
第一種特定 有害物質 (揮発性有 機化合物)	前処理費(検液調整)	●	
	四塩化炭素	●	
	1,2-ジクロロエタン	●	
	1,1-ジクロロエタン	●	
	1,1,2-ジクロロエタン	●	
	1,3-ジクロロプロパン	●	
	ジクロロメタン	●	
	テトラクロロエタン	●	
	1,1,1-トリクロロエタン	●	
	1,1,2-トリクロロエタン	●	
	トリクロロエタン	●	
	ベンゼン	●	
	クロロホルム	●	
	第二種特定 有害物質 (重金属等)	前処理費(検液調整)	●
カドミウム及びその化合物		●	●
六価クロム化合物		●	●
シアン化合物		●	●
水銀及びその化合物		●	●
アルキル水銀化合物		●	
セレン及びその化合物		●	●
鉛及びその化合物		●	●
砒素及びその化合物		●	●
ふっ素及びその化合物		●	●
ほう素及びその化合物		●	●
第三種特定 有害物質 (農薬等/農 薬+PCB)	前処理費(検液調整)	●	
	シメチン	●	
	チオカルバメート	●	
	チウラム	●	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) 有機りん化合物	●	

※土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査・詳細調査等を行う場合は、お打合せのうえ種別を確定し分析項目を選定いたします。

【排水等の分析項目】

2018.2.20制定

項目	環境基準(河川・海・地下水等)		水質汚濁防止法	
	水質汚濁環境基準	地下水環境基準	排水基準(有害物質)	排水基準(生活環境)
カドミウム及びその化合物	●	●	●	
シアン化合物	●	●	●	
有機燐化合物			●	
鉛及びその化合物	●	●	●	
六価クロム化合物	●	●	●	
砒素及びその化合物	●	●	●	
総水銀	●	●	●	
メチル水銀化合物	●	●	●	
ポリ塩化ビフェニル	●	●	●	
ジクロロメタン	●	●	●	
四塩化炭素	●	●	●	
1,2-ジクロロエタン	●	●	●	
1,1-ジクロロエタン	●	●	●	
ジ-1,2-ジクロロエタン	●		●	
1,2-ジクロロエタン		●		
1,1,1-トリクロロエタン	●	●	●	
1,1,2-トリクロロエタン	●	●	●	
トリクロロエタン	●	●	●	
テトラクロロエタン	●	●	●	
1,3-ジクロロプロパン	●	●	●	
ベンゼン	●	●	●	
1,4-ジクロロベンゼン	●	●	●	
クロロベンゼン		●		
チラム	●	●	●	
シマジン	●	●	●	
チハルメチル	●	●	●	
セレン及びその化合物	●	●	●	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	●	●		
ふっ素及びその化合物	●	●	●	
ほう素及びその化合物	●	●	●	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物			●	
水素イオン濃度(pH)	●			●
生物化学的酸素要求量(BOD)	●			●
化学的酸素要求量(COD)	●			●
浮遊物質(SS)	●			●
溶存酸素量(DO)	●			
メチル抽出物質	●			●
メチル抽出物質(鉱油)				●
フェノール類含有量				●
銅含有量				●
亜鉛含有量	●			●
溶解性鉄含有量				●
溶解性マンガノ含有量				●
クロム含有量				●
大腸菌群数	●			●
窒素含有量(直接法)	●			●
燐含有量	●			●
沃素消費量				(●下水)

※自治体ごとの条例、水域の種類、施設の種類などにより、お打合せのうえ種別を確定し分析項目を選定いたします。
 ※上記にない項目につきましてはご相談ください。

【その他の分析項目】

項目
含水率(固形分)
不溶成分
熱灼減量
n-ヘキサン抽出物質
水素イオン濃度 (pH)
引火点

【分析についてのお願事項】

試料(検体)の受付

- ①分析(試験)の目的をお知らせください。
- ②採取容器は無料でご提供いたしますので、必要検体及び採取～受取につきまして事前にご相談ください。
- ③試料採取及び弊社受取の日程は受注後にお打合せさせていただきます。

分析(試験)料金

- ①分析料金(単価)は、別途料金表を提出いたします。
- ②定期での分析・検査をご希望の場合は、年間見積も承っておりますのでご相談ください。
- ③試料採取の代行、急な受取出張、特殊な案件につきましては、別途費用が発生することがございます。

分析(試験)の方法

- ①分析の方法は関係法令に基づく方法で行います。
- ②特に法令の定めがないものにつきましては弊社方法で行いますが、ご指定がございましたら予めお知らせください。

計量証明書、分析報告書

- ①速報納期につきましては、試料(検体)受付後、概ね10営業日となります。
- ②計量証明書または分析報告書は正本2部発行させていただきます。

その他のご相談

- ①関係法令に基づく分析項目等、調査分析についてご不明の点はお気軽にご相談ください。
- ②お急ぎの場合は別途ご相談ください。

お気軽にお問い合わせください・・・

株式会社 **旭商会** 環境事業部 営業管理グループ TEL 042-771-3558

実施機関 環境事業部 分析室

計量証明事業登録
濃度(水又は土壌中の物質)
[登録番号] 神奈川 第195号

ASAHI SHOUKAI